

半田市助産師による新生児等訪問指導実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第9条、第10条、第11条及び第17条の規定に基づき、助産師が新生児及び乳児とその養育者（以下「新生児等」という）に対し、発育、栄養、育児、生活環境、疾病予防等に関し、適切な訪問指導を行うための必要事項を定めることを目的とする。

(従事者)

第2条 この事業による新生児等の訪問指導は、助産師の資格を有するものとする。

(訪問指導の対象)

第3条 訪問指導の対象者は、次の各号に掲げる家庭とする。

- (1) 養育者の申し出により、新生児等に関する訪問指導を希望する家庭
- (2) 電話相談等により把握した、養育者が育児不安、育児ストレス等を抱える家庭

(訪問指導の内容)

第4条 訪問指導の内容は、次のとおりとする。

(1) 問診

- ア 新生児等の健康状態及び家庭環境
- イ 養育の状況
- ウ 育児に対する不安

(2) 観察

- ア 一般状態
- イ 身体各部の状態等

(3) 情報提供及び保健指導

- ア 新生児及び乳児の栄養法と発育、発達
- イ 母親の乳房管理
- ウ 清潔と衣類
- エ 生活環境及び安全（事故防止・外傷）
- オ 感染防止

カ 福祉関係等

(訪問指導回数)

第5条 訪問指導回数は原則1回とし、その時間は1時間30分以内とする。ただし、養育上必要な場合は、継続的に訪問指導を行うものとする。

(訪問指導の事後措置)

第6条 市は、訪問指導を実施した結果、引き続き指導を必要とする者については、継続指導又は医療機関への受診奨励など、適切な措置をとるものとする。

(報告及び記録の整理)

第7条 助産師は訪問指導の従事後、新生児等訪問指導票（別記様式）により、速やかに市へ報告し、市はこれを整理保管し、事後指導に活用するものとする。

(費用負担)

第8条 訪問指導に係る費用負担は、無料とする。

(助産師の研修)

第9条 市は、訪問指導にあたる助産師の技術の向上を図るための研修を、年1回程度実施するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。